

医療的ケアを安全に実施するために 【保護者へのお願い】

区立保育園では、お子さんが保護者から医療的ケアを受けるときのように、安心して看護師等に任せることができる関係づくりを大切にしていきます。保護者には、医療的ケアが実施されるまでの間の付き添いや慣れ保育期間をいただくことをお願いしています。ご理解、ご協力をお願いいたします。

入園後、保護者が実際に医療的ケアを実施している様子を拝見させていただき、お子さんの発するサインや体調による様子の変化への対応を教えていただきます。

保護者立会の下、主治医からの指示書に示された医療的ケアの内容を看護師等が実施して確認します。

医療的ケアを区立保育園で実施できるようになってからも、お子さんの健康状態や活動内容によって、お迎えや付き添いをお願いすることがあります。

医師が不在の保育園においても、安全かつ適切に医療的ケアが実施できるよう、ご協力をお願いいたします。

区立保育園における医療的ケアに関するQ&A

Q1 区立保育園では、どんな医療的ケアを受けてもらえるのですか？

A1 区立保育園では、医療的ケア実施園に看護師等を配置し、以下の医療的ケアを実施できるものとしています。

- (1) 吸引
- (2) 経管栄養
- (3) 導尿
- (4) エアウェイの管理
- (5) 定時の薬液の吸入
- (6) 気管切開部の衛生管理
- (7) 胃ろう・腸ろう部の衛生管理
- (8) 血糖値測定とその後の処置
- (9) その他、園内で実施可能な医療的ケア

区立保育園で安全に実施できる医療的ケアの内容を、主治医からの指示書及び保育園嘱託医等の助言に基づいて実施します。医療的ケアは実施内容の個別性が高いため一律に判断することが適切でない場合があります。

個別の医療的ケアの実施の可否については、医療的ケア審査会にて判断します。

Q2 医療的ケアを実施するのは誰ですか？

A2 医療的ケア実施園に配置された看護師又は保健師資格を有する職員が行います。

Q3 経管栄養では、何を注入できますか？

A3 滴下での注入を基本として、半固形化栄養剤のシリンジ注入も実施します。注入物は、品質が保証され、指示書に品名を明記することができる市販又は処方されたものが対象です。

Q4 退院後すぐに入園・通園はできますか？

A4 一定期間、家庭での安定した医療的ケアの実施状況をもとに入園・通園の可否を判断させていただきます。

Q5 遠足や園外での保育・活動では、医療的ケアは実施してもらえますか？

A5 遠足や園外保育・活動等での医療的ケアは、園内での実施に比べリスクが大きいため、慎重に判断します。医療的ケアの内容やお子さんの状況、主治医や園嘱託医等の助言により、保護者に付き添いを依頼する場合があります。

医療的ケアの必要なお子さんの入園のご相談

○入園手続きに関すること

江戸川区子ども家庭部保育課保育係(区役所2階5番窓口)【電話番号:5662-0066(直通)】

○医療的ケア児の保育の相談、受け入れに関すること

江戸川区子ども家庭部保育課育成室支援係【電話番号:5662-9022(直通)】

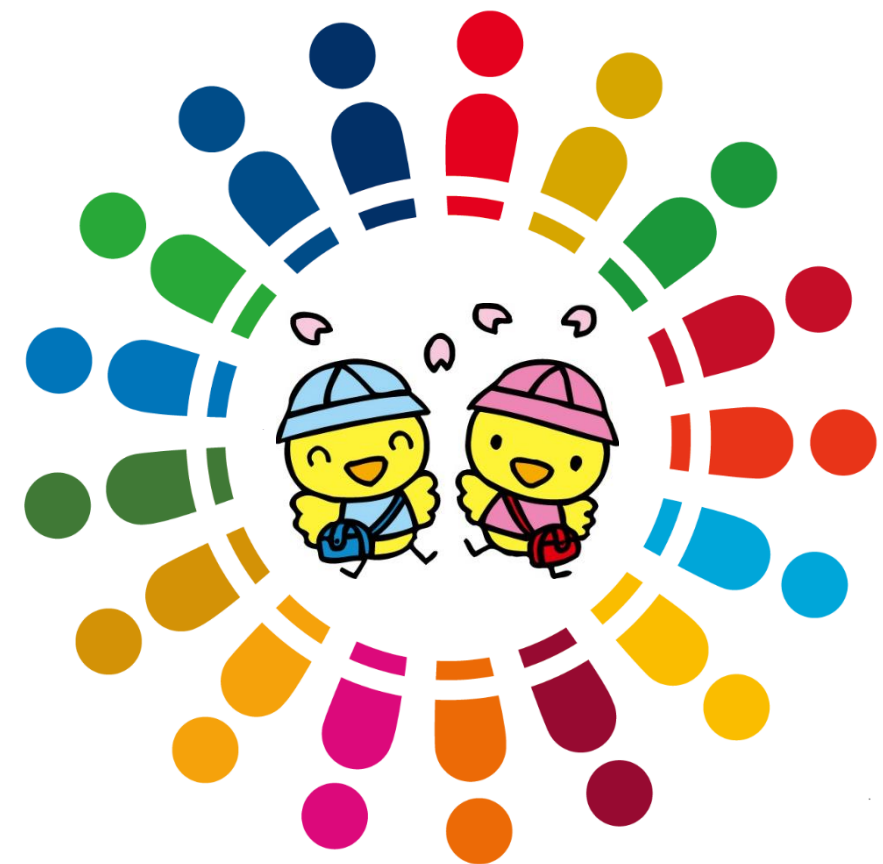
《ホームページ》 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

《受付時間》 月～金曜日 8:30～17:00(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)



安全かつ適切に医療的ケアを実施するために

区立保育園における医療的ケア



医療的ケアを必要とするお子さんが安全で安心して保育園生活を楽しむことができるよう、区立保育園では保護者の皆様のご理解とご協力を頂き、医療的ケアを安全かつ適切に実施いたします。

江戸川区子ども家庭部保育課

区立保育園における医療的ケアへの対応と保育

保育所等は生活を基盤とした子どもとの関わりの場であり保育を通じて、子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障することが求められています。

医療的ケアを必要とするお子さんにおいても、適切かつ安全に医療的ケアを提供し、まわりの子どもとの関わりや1日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしく衛生的な環境の中、健やかな成長・発達のために一人ひとりの発達・発育状況に応じた保育を提供していきます。

子ども一人ひとりの育ちを保障

- ＊ 集団生活を通して、相互に豊かな関わりを持てるよう保育を提供します。
- ＊ 子ども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮した子ども相互の関わりや関係づくりを支援します。



区立保育園における医療的ケアとは

区立保育園では、経管栄養及び痰の吸引など日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為を「医療的ケア」としています。治療行為として医療機関で実施する医行為とは区別しています。

医師が不在の保育園においてもお子さんが安心して生活できるように、主治医の指示書や保育園嘱託医の助言に基づき、一人ひとりの医療的ケアを実施するための手順書（マニュアル等）を作成します。

※食事形態の工夫が必要なお子さんは、ご家庭から食事を持参していただく場合があります。

区立保育園における医療的ケアの実施

特定行為

- ・口腔内の喀痰吸引
- ・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・胃ろう、腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

特定行為以外

- ・導尿
- ・定時の薬液吸入
- ・血糖値測定及びその後の措置など

看護師等の免許を有する者が医師の指示のもとで実施します。
※看護師等が緊急災害時や感染症等により配置できない場合、園での医療的ケアの対応が困難となる場合があります。



区立保育園で医療的ケアが実施されるまで（新入園児の例）



事前相談・入園申込

- ①入園に関する事前相談
- ②医療的ケア実施園の見学
- ③医療的ケア実施申込書・同意書
・主治医意見書の提出
- ④保育園嘱託医の健康診断
- ⑤審査会にて医療的ケアの可否決定
- ⑥利用調整会議で入園決定

入園に関する事前相談の際に、現在のお子さんに必要な医療的ケアや、これまでの療育機関やご家庭で行っていた実施内容など、保育園生活に必要な医療的ケアの概要を伺います。

入園申込の際には、主治医の意見書のご提出をお願いしています。

また、保育園での医療的ケアの可否の助言を得るために、医療的ケア実施園の保育園嘱託医への受診（健康診断）をお願いしています。

入園準備

区立保育園における

医療的ケアの説明と申請

- ①区立保育園における医療的ケアの説明
- ②園長・看護師等との面談
- ③主治医の指示書の提出
- ④医療的ケア実施内容の確認・承諾
- ⑤必要に応じて近隣協力医の受診

区立保育園における医療的ケアの内容などを説明します。その後、保護者は主治医に保育園生活における医療的ケアの指示書の作成を依頼し、提出をお願いします。

医師の指示書をもとに作成した区立保育園での医療的ケア実施通知書を確認していただき承諾を得ます。必要に応じて、主治医へ実施通知等を提出、ご確認いただき助言等をお願いしています。

医療的ケアの準備

- ①園生活に慣れる、安定した登園
- ②健康状態の把握、不調傾向の把握
- ③医療的ケアの手技の研修・指導
- ④災害、緊急時の対応、体制を確認
- ⑤保護者から手技の引継ぎ
- ⑥保育園生活に必要な物品の準備

一定期間保護者に付き添いを依頼し、看護師等が十分に健康観察をし、医療的ケアの手技をはじめ、お子さんの健康状態の指標などを引継ぎます。必要に応じて、家庭訪問や主治医への定期受診時に看護師等が同行し、訪問看護師や医療機関より指導を受けさせていただく場合があります。

緊急時にすぐに主治医の指示が得られない場合は、主治医と相談の上、協力医療機関等を指定していただき、事前の協力依頼をお願いしています。

看護師等による医療的ケアの開始

日々の連携

- ①保育園と連携した日々の健康把握
- ②医療的ケア実施の依頼と報告
- ③緊急時の連絡、保護者の送迎
- ④園外保育等の付き添い



保護者は家庭での様子や実施した医療的ケアの内容など、前日の降園時から当日の登園前までの様子を、保育園に引継ぎをお願いします。

朝の受入れ時に当日の医療的ケア実施内容を保護者と看護師等で確認し、保育園で実施した医療的ケアの記録を作成し、保護者に報告します。

健康状況の悪化など、保育園で対応できない状況の際は、付き添いやお迎えをお願いします。

日常的に他の子どもから隔離した場での保育が必要な場合や常時の容態観察と処置が必要な場合、医師から集団保育が不可と判断された場合、医療的ケア審査会においてお子さんを安全に預かることができないと判断した場合、休園、退園となる場合があります。

入園まで

入園

医療的ケアの開始に向けた準備期間

家庭・主治医・園との連携